

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

緊急事態宣言を踏まえた適時開示実務上の留意点について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本日、1月14日から愛知県が緊急事態措置を実施すべき区域とされることが政府により決定されましたが、当取引所市場における売買は、翌営業日（2021年1月14日）以降についても通常どおり行う予定です（上場会社代表者の方にも名証自規第14号「緊急事態宣言に伴う売買の取扱いについて」によりご通知申し上げております。）。

今般の緊急事態宣言を踏まえ、適時開示実務上の留意点について、下記のとおり、お知らせいたします。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にもご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 重要な会社情報の適時開示

- 当取引所におけるTDnet（適時開示情報伝達システム）を通じた適時開示の業務は、通常どおり行います。
- 役職員の皆様の感染防止にご配慮いただいたうえで、引き続き、重要な会社情報について適時・適切に情報開示を行うことができるよう、必要な社内体制の確保にお努めください。
- また、緊急事態宣言の発令に伴う事業環境の変化等により、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する開示済みの内容や業績見通しに重要な変更が生じた場合には、それらの適時開示をご検討ください。
- 昨年3月より、テレワーク用の端末等からTDnetをご利用いただく場合の臨時ID（1社あたり最大3ID）を無償で発行¹しております。臨時IDの無償提供は本年12月末まで継続いたします。

2. 決算内容の開示

- 通期及び四半期の決算内容については、確定次第開示いただくことで差し支えありません。感染防止を最優先いただいたうえで、適切な決算手続きの実施及び正確な決算内容の開示にご配慮ください。
- 決算内容の確定時期の大幅な遅れが見込まれる場合には、その旨（確定時期の見込みがある場合には、その時期）の適時開示をご検討ください。

¹ 臨時IDの発行手続きについては、2020年3月3日付名証自規G第8号「テレワーク支援のためのTDnet臨時IDの発行について」をご参照ください。

3. 名証担当者との連絡

- 今般の感染症の拡大を踏まえ、当取引所では、対面による相談等を控えて、電子メールによりご質問・ご相談に対応しております。
- 事前相談をあらかじめ要請している事項²や提出書類の確認を含め、ご相談やご質問につきましては、まずは、電子メールによりご一報ください（詳細は、**別紙**をご参照ください。）。

【添付資料】

- ・（別紙）当面の適時開示等に関するお問合せ方法について

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp

² 「適時開示ガイドブック」第1章 総説 23 ページ「② 事前相談の要否・時期の確認」参照

(別紙)

当面の適時開示等に関するお問合せ方法について

今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえて、当取引所においても、上場管理担当者の在宅勤務や時差出勤等の対応を図っております。

そこで、当面、適時開示に関するご質問やご相談、提出書類等のお問合せにつきまして、面談の形式によらず、まずは電子メールでご一報いただく方法に統一させていただきたく存じます。

また、電子メールによりご連絡を頂戴する際には、お手数ながら、以下のグループメールアドレスを宛先又はCCにご追加くださいますようお願いいたします。

なお、適時開示当日の登録作業等に関するお問合せなどの緊急の案件については、これまでと同様、事前にお知らせしている担当者の連絡先までお電話にてご連絡ください。

【適時開示等に関するお問合せ先】

名古屋証券取引所 上場管理担当者 グループメールアドレス
kaiji_soudan@nse.or.jp

以 上